

平成30年度

## 国際交流・協力活動への助成事業募集のお知らせ

公益財団法人福島県国際交流協会では、本県の非営利の民間団体が行う国際交流・協力活動に対して助成を行っています。

平成30年度の助成の募集をしておりますので、希望される方は早めに申請してください。

助成額	助成対象事業の実施期間
5万円以上10万円以内	平成30年4月1日（日）～平成31年3月15日（金）

申請期間 平成30年4月1日（日）～平成30年8月31日（金）17時必着

（申請期間内に活動が開始となる場合は、活動開始日2週間前までに申請を行ってください。）

### 1 助成対象団体

次に掲げる要件に該当する非営利の民間団体が対象です。なお、福島県国際交流協会（以下「協会」という）主催事業参加者等で立ち上げた単年度の実行委員会など、協会が特に認める団体も対象となります。

- （1） 団体の所在地が福島県内にある
- （2） 目的、代表者、役員、事業内容、予算など団体運営に必要な事項を定めた会則等がある
- （3） 活動実績を有し、かつ、継続して国際交流・協力活動を行う意思を有している

### 2 助成対象活動

平成30年4月1日から平成31年3月15日までに活動が終了し、助成対象団体が主体的に実施する以下の活動が対象です。同種の活動については、3回まで申請することが可能ですが、過去に申請があった活動については助成の優先度は低くなります。

- （1） 本県の国際交流・協力活動の進展に寄与する活動
- （2） 国際交流活動を通じた本県の復興活動
- （3） 本県の復旧・復興の現状を外国語で国内外に発信する情報発信活動

なお、次のいずれかに該当する活動は、助成の対象となりません。

- ア 営利を目的とする活動
- イ 政治又は宗教に関する活動
- ウ 法令に抵触し又は公序良俗に反する活動

### 3 助成内容

(1) 助成額

1つの活動当たり5万円以上10万円以内(1万円単位とし、千円以下は切り捨てる)。  
なお、1団体当たり2つの活動まで申請することができます。

(2) 助成率

10/10以内

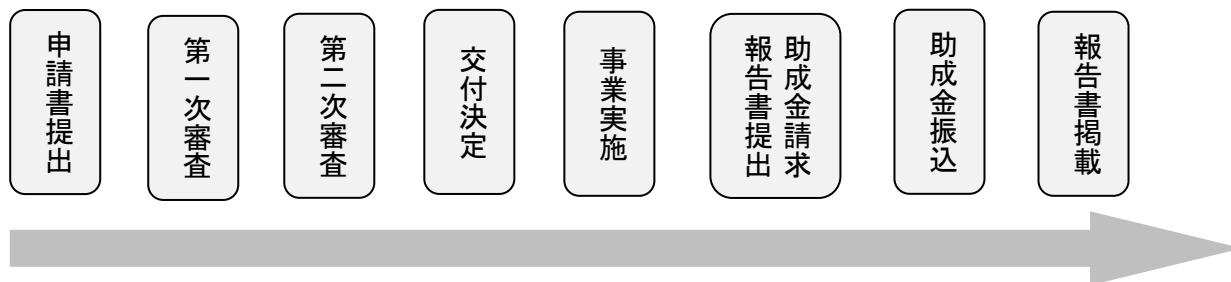
(3) 助成対象経費

以下に記載がない支出については、事前に問い合わせてください。また、可能な限り、見積書を積算根拠として添付してください。

区分	支出科目
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外部講師や翻訳・通訳者等の謝金・旅費</li> <li>・ 機材・会場等の賃借料</li> <li>・ 印刷費 助成対象の活動を広報するチラシやポスター及び活動報告書の印刷代は対象です。</li> <li>・ 通信費及び消耗品等の事務費 活動に係る郵送料や宅配料金、はがき購入代等は対象です。</li> <li>・ その他、協会が特に認める経費</li></ul>
対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食糧費 外部講師等の食事代及び交流会等にかかる飲食費であっても対象外です。</li> <li>・ スタッフの移動費及び人件費 活動スタッフの交通費や日当等、会議や打ち合わせに係る経費は対象外です。</li> <li>・ 電話料金及びインターネット等の利用経費</li></ul>

※領収証等に団体名がないものや「上様」と記入されたもの、複写したものは対象外です。

#### 4 申請の流れ



##### (1) 申請書提出

「平成30年度国際交流・協力活動への助成事業申請書(様式1)」を平成30年8月31日(金)17時までに福島県国際交流協会(以下「協会」という)へ提出してください(郵送の場合は必着)。申請書は「平成30年度国際交流・協力活動への助成事業申請書(様式1)」記載例を参考にすること。また、申請書には申請書を記した者の名前及び連絡先を必ず明記してください。なお、平成30年8月31日(金)までに事業が開始する場合は、開始日の2週間前までに申請書を提出してください。開始日以降の申請は認めません。また、提出期限内に申請書の提出がない場合や書類に不備があった場合は受付できません。

##### (2) 第一次審査

申請書等の内容について確認します。第1次審査結果については、平成30年9月28日(金)までに連絡します。

##### (3) 第二次審査

審査委員会を開催し、第1次審査通過者によるヒアリング及び申請書類に基づき審査を行い、助成の有無を決定します。なお、審査委員会には申請団体の方が出席し、ヒアリングを受けることが必須となります。また、ヒアリングは日本語で行います。審査については以下のとおりです。

###### 【審査委員会】

開催日：平成30年10月中旬～下旬

(開催日時は開催日の2週間前までに当協会HPで案内予定)

会 場：当協会研修室(福島市舟場町2-1 福島県庁舟場町分館2階)

その他：ヒアリングにかかる一切の費用(交通費、資料代等)は申請団体負担となります。

###### 【審査基準】

目的	内容
活動の具体性	活動の内容が目的に沿ったものであり、明確かつ具体的であること。
活動の的確性	活動の内容が県民のニーズを広く反映したものであること等の確であること。
活動の社会性	活動が社会に広く開かれたものであり、より多くの県民に参加の機会が与えられていること、又は、活動の成果が広く社会に還元されることが予想されること。
活動の経費に係る妥当性	活動の経費が活動の内容に見合っており、経費の見積が適切で、積極的に自己財源の確保に努めていること。
活動の継続性・発展性	助成対象活動終了後、どのように活動を継続又は発展させたいかが明確であること。

(4) 交付決定

審査委員会開催後、助成金の交付の有無について通知します。

(5) 報告書提出・助成金請求

交付決定を受けた団体は、活動終了後1か月以内に以下の書類等を協会へ提出します。ただし、平成31年3月に当該活動を実施する場合は、3月22日（金）までに提出しなければなりません。定められた提出期限を守れなかったり、書類に不備が見つかった場合は、助成金の交付は取り消しになりますのでご注意ください。

提出された報告書を確認後、請求書に基づき助成金を交付します。

提出様式	注意点	提出
平成30年度国際交流・協力活動への助成事業報告書（様式2）	・申請団体の名前が記載されている領収書等を添付。 ・ワードデータに活動の様子がわかる写真を貼付し、説明書きを簡潔に添えること。	原本とデータ
平成30年度国際交流・協力活動への助成事業助成金交付請求書（様式3）	・活動に係る支出を確定してください。 ・申請団体または代表者の口座へ助成金を振り込みます。振込先確認のため、通帳の金融機関名、支店名、振込口座がわかる部分の写しを添付すること。	原本 通帳写

※交付決定を受けた時点で活動が終了している場合は、交付を通知した日から1か月以内に上記の書類等を協会へ提出することとなります。

(6) 報告書掲載

「平成30年度国際交流・協力活動への助成事業報告書（様式2）」の記載内容のうち、団体名、活動名、活動目的、助成額、活動内容、活動の成果、今後の取組及び活動の様子がわかる写真（2～3枚）を協会のHPに掲載します。

5 概算払

交付決定を受けた後、希望者は「平成30年度国際交流・協力活動への助成事業概算払請求書（様式4）」を協会に提出することで概算払を受けることができます。ただし、交付決定額の60%以内とし、千円単位で百円以下は切り捨てるものとします。

なお、概算払による交付を受けた後に、助成対象経費の減額があり、助成対象経費の総額が概算払による交付額を下回った場合には、概算払による交付額から助成対象経費の総額を差し引いた額を協会へ返還することとなります。（振込手数料は申請団体負担）

6 計画変更

交付決定を受けた後の申請内容の変更は原則的に認めません。ただし、金額の変更または活動の中止があった場合には、活動開始日の2週間前までに協会に連絡し、「平成30年度国際交流・協力活動への助成事業計画変更（一部変更・中止）承認申請書（様式5）」を提出して協会の承認を受けなければなりません。

ただし、協会が軽微と認めた変更についてはこの限りではありません。

<問い合わせ・提出先>

公益財団法人福島県国際交流協会

〒960-8103 福島市舟場町2-1 福島県庁舟場町分館2階

TEL 024-524-1315 / E-mail info@worldvillage.org